

# 福祉の窓

## 福祉サービス等のご案内

### 各種手当等を

ご存知ですか？

#### 児童扶養手当

ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図るため手当を支給します。

#### 受給資格

次のいずれかに当てはまる18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある児童(心身障がい児は20歳未満)を育てている父母または養育者(所得制限あり)。

- ・父母が婚姻(事実婚を含む)を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・心身に重い障がいのある父または母をもつ児童
- ・父または母の生死が明らかでない児童
- ・父または母に1年以上遺棄されている児童
- ・父または母が1年以上拘禁されている児童 など

※公的年金の受給など、状況

により手当を受けられない場合があります。

※手当を受けるには申請が必要です。

◎問い合わせ：

子育て支援課子ども家庭係

☎(55)5094

または各支所地域振興課

#### 特別児童扶養手当

#### 受給資格

身体や精神に一定の障がいをもつ20歳未満の児童を育てている父母または養育者。

#### 特別障害者手当

#### 受給資格

在宅の著しく重度の障がいをもつ20歳以上の方で、日常生活において常時特別の介護を必要とする方。

#### 障害児福祉手当

#### 受給資格

身体や精神に重度の障がいをもつ20歳未満の方で、日常生活において常時介護を必要とする方。

※特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当

とも所得制限があります。また、状況により手当を受けられない場合があります。

◎問い合わせ：

福祉課障がい福祉係

☎(55)5113

または各支所地域振興課

#### 各手当を受給している方へ

※現況届はお早めに

児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当のいずれかを受給されている方は、毎年8月中旬に「現況届」を提出する必要があります(対象となる方には別途通知します)。

この届けを提出されない場合は、8月以降の手当が支給されないことがあります。

◎問い合わせ：

子育て支援課子ども家庭係

☎(55)5094

福祉課障がい福祉係

☎(55)5113

または各支所地域振興課

#### 要介護認定者へ「障害者控除対象者認定書」を交付

所得の申告時に障害者控除を受けられるよう、介護保険法の要介護認定者で、障がい

者に準ずると認められる方に認定書を交付しています。申請できる方

65歳以上の方で要介護1以上の方(要介護認定の申請の方も申請できます)

#### 申請の必要がない方

・身体障害者手帳1・2級の方、療育手帳Aをお持ちの方

・本人および扶養者が、非課税の方等で確定申告等をする必要がない方

・既に認定書をお持ちの方で認定区分等に変更がない方

#### 申請の方法

申請は随時受け付けます。高齢福祉課または各支所に備え付けの申請用紙に必要事項を記入のうえ、提出(郵送でも可)してください。調査を行い、認定書を交付します。

既に認定書をお持ちの方は、内容に変更がない限り、毎年所得の申告にお使いいただけます。ただし、障がい軽減された方は、内容を審査し、認定書を返還していただくこともあります。

◎問い合わせ：

高齢福祉課長寿福祉係

☎(55)5114

## 大玉に『築館太陽光発電所』オープン!

キャンペーン! 先着5名様に限り  
2万円KWキャッシュバック  
(設置場所に制限があります。お問い合わせください)

あなたも発電所のオーナーになりませんか?  
住宅用から産業用まで手掛ける  
あなたの街の太陽光発電プロショップ  
全国 Solar net 加盟店

見学会開催中!

見学希望の方は 080-6004-9014 へ  
E-mail : r-saen.so@zpost.plala.or.jp

株式会社 レジデンス茶園

二本松市茶園1丁目102-1  
TEL : 0243-22-7483 / FAX : 0243-22-2728